

〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定

1 カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行した〈あきぎん〉キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預入・支払機（以下「預金機」といいます。）を使用して、普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入・支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して現金の払戻しをする場合
- (3) 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入・支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して、振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当行所定の取引をする場合

2 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 預金機を使用して、カードで預金に預入れする場合は、〈あきぎん〉キャッシュサービスご利用明細に預入金額を記載しませんので、前記(1)の操作において預金機の画面表示等により預入金額をご確認ください。

3 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5の(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払戻することのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4 振込機による振込

振込機を使用して、振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳お

よび払戻し請求書の提出は必要ありません。

5 自動機利用手数料等

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。
なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。

6 代理人による預金の戻入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（配偶者に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
なお、提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、運転免許証等の本人を確認できる書類を提示してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。

8 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が、当行の預金機・支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合、または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。

9 カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、支払機また振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカー

ドであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 当行は、電話又はインターネット等により各種サービスの申込み、利用又は各種届出（以下「申込等」といいます。）があった場合、申告又は入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認したことをもって、当該申告又は入力した者を本人とみなして申込等を取り扱うことができるものとします。当該取扱いに関し、暗証の盗用その他の事故により他人に知られた暗証が悪用されたことにより本人に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (5) 当行に届出された暗証が他人に知られたおそれがある場合には、すみやかに当行に申し出てください。

10 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人（個人に限ります。）の故意による場合、または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は当行所定の書類を提出しカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人（個人に限ります。）は当行に対して当該払戻しにかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - a カードの盗難に気づいてから、すみやかに当行への通知が行われていること。
 - b 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - c 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- a 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - (a) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - (b) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によって行われた場合
 - (c) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - b 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13 カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合も同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正利用など当行がカードの利用を不適正と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- a 第 16 条に定める規定に違反した場合
- b 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- c カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16 譲渡、質入れ等の禁止

カードを譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

18 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(以 上)